

○（仮称）墨田区こども条例（案）

前文

全てのこどもは、一人の人間として大切にされるかけがえのない存在です。

どのような理由によっても差別されず、安心して他の人々とともに生き、自らの意志で成長していくことを大切にされなければなりません。

こどもは、地域社会全体で大切に守られ、愛されながら、安心して育つことができます。

こどもは、自らの自由な意志や選択で、遊び、学び、休息することができます。このような自分の意志が尊重されることで、未来を切り開く力が育まれ、なりたい自分に挑戦することができます。

こどもは、自分の意思を伝え、自分のことが認められ、他者を思いやるように成長することができます。地域社会をつくる一員として、自ら学び、大人とともに成長し、ともに参加することができます。

墨田区は、こども基本法（令和4年法律第77号）と教育基本法（平成18年法律第120号）の精神にのっとり、こどもの権利を大切にしながら、区民や地域社会において、こどもの健やかな育ちを支え、「笑顔あふれる、こどもの最善の利益を優先するまちすみだ」を目指すことを宣言し、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、こどもの大切な権利を守っていくために、その基本となる考え方を区全体で共有し、こどもとこどもに関わる全ての人が、こどもにとって最も良いことは何かを考え、行動することで、「笑顔あふれる、こどもの最善の利益を優先するまちすみだ」を実現することを目的とします。

（言葉の定義）

第2条 この条例で使う言葉の定義は、それぞれ次のとおりです。

- (1) こども 区に在住、在学、在勤している人などで、心身の発達の過程にある人をいいます。
- (2) 保護者 親などの、こどもを養育する人をいいます。
- (3) 区民等 区に在住、在学、在勤している人や、区の町会・自治会、子育てを支援する団体、地域団体や事業活動を行う事業者などをいいます。
- (4) 育ち学ぶ施設 区にある保育所、幼稚園、学校、児童館、公園などのこどもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいいます。

（基本理念）

第3条 「笑顔あふれる、こどもの最善の利益を優先するまちすみだ」の実現に当たっては、次に定める考え方を基本理念とします。

- (1) 全てのこどもは、個人として尊重され、基本的人権が保障され、かつ、差別を受けないこと。

- (2) 全てのこどもについて、適切に育てられること、生活を保障されること、愛されて保護されること。
- (3) 全てのこどもについて、教育を受ける機会が公平に与えられること。
- (4) 全てのこどもについて、意見を言う機会や、社会的活動に参画する機会が確保されること。
- (5) 全てのこどもについて、発達の程度などに応じて意見が尊重され、その最善の利益が考慮されること。
- (6) 子育てに夢を持ち、子育ての喜びを実感できる社会環境を整備すること。
- (7) 地域社会全体でこどもの育ちを支えること。
- (8) こどもの声を聴き、こどもとの対話を大切にすること。

(こどもの大切な権利)

第4条 区、保護者、区民等、育つ学ぶ施設の関係者は、前条の基本理念に基づき、次の5つの権利が守られるよう努めます

(1) 守られる権利

命が守られること。あらゆる犯罪、や暴力、虐待から心身ともに守られること。

こどもであるということや、家庭環境、経済的な状況、障害、性別、性自認、年齢、国籍、人種、民族、文化などによって差別を受けないこと。

(2) 自分らしく育つ権利

各々のペースに合わせて学び、遊び、休息できること。

失敗しても繰り返し挑戦できること。そのための環境が整えられること。

(3) 愛される権利

ありのままの自分を受け入れてもらうこと、また自信を持って生きること。

自分の考えや気持ち、個性や能力が尊重され、大切にされること。

発達に応じて、自分で自分のことを決められること。

(4) 教育を受ける権利

教育を受ける権利が公平に与えられること。

道徳や責任感を学ぶ機会や、将来の社会生活に役立つ実践的な学びについての教育が受けられること。

何が良くて何が悪いかを判断する力、相手を思いやる気持ちを育む教育が受けられること。

(5) 意見を表明し、参画する権利

自分の意見を表し、尊重されること。

地域で行われる活動に参加したり、活動を始めたりできること。

主体的に社会と関わることができるよう、ルールや決まり事の背景や意味について、説明を受けることができること。

2 こどもは、自分の権利が大切にされるのと同じように、自分以外の人の権利を大切にします。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、前条に掲げるこどもの権利を大切にするため、次の役割を持ちます。

- (1) こどもに対する第一義的責任を持つとともに、こどもの人格と尊厳を尊重するよう努めること。
- (2) こどもを大切な存在として受け入れ、愛されて育つことのできる環境を整え、こどもの健やかな成長を支えるよう努めること。

(区民等の役割)

第6条 区民等は、第4条に掲げるこどもの権利を大切にするため、次の役割を持ちます。

- (1) 地域社会全体でこどもを育てていくことを理解し、こどもの健やかな育ちのために協力し、こどもの権利が守られるように努めること。
- (2) こどもが健やかに育ち、地域の中で安心して過ごせるよう、こどもを見守り、こどもが安全に過ごせる環境づくりに努めること。

(育ち学ぶ施設の役割)

第7条 育ち学ぶ施設は、第4条に掲げるこどもの権利を大切にするため、次の役割を持ちます。

- (1) 安全で安心して過ごせる居場所となるよう努めること。
- (2) こどもが遊び、学び、活動する機会などを確保することで、こどもの健やかな成長や自立を図るよう努めること。
- (3) 一人ひとりの個性を尊重し、支援を行うこと。

(区の責務)

第8条 区は、第4条のこどもの大切な権利を守るため、次条から第12条までに掲げる方針に基づき、こどもに関する施策を総合的に実施します。

- 2 区は、保護者、区民等、国、東京都などと連携し、こどもの最善の利益を優先するまちづくりを推進します。

(こどもへの支援の方針)

第9条 区は、こどもに対する丁寧で誠実な説明を行い、対話しながらともに進めていきます。

- 2 区は、こどものライフステージに応じて切れ目ない支援を行います。
- 3 区は、こどもが自分らしく心豊かに育つことのできる環境をつくります。
- 4 区は、こどもが安心して過ごし、遊び、学び、活動するために必要な多様な居場所をつくります。

(保護者や子育て家庭への支援の方針)

第10条 区は、保護者が子育てに夢を持ち、子育ての喜びを実感できるよう、子育てしやすい環境づくりを推進します。

- 2 区は、配慮が必要なこどもや子育て家庭への支援の充実を図ります。

(区民等への支援の方針)

第 11 条 区は、区民等が地域で行うこどもの育ちを支える取組について、必要な支援を行います。

(育ち学ぶ施設への支援の方針)

第 12 条 区は、育ち学ぶ施設におけるこどもの権利を大切にする取組について、必要な支援を行います。

(こどもの意見表明と地域社会への参画)

第 13 条 区は、こどもが自分の意見を表明しやすい環境づくりを行い、地域社会へ参画する機会を確保します。

2 区は、こどもの意見表明と地域社会への参画について、困難な状況に置かれたこども、様々な状況にあって意見を表明することが難しいこどもについても、その意見が施策に反映されるよう、十分な配慮を行います。

(こどもの多様な学びと体験の機会の確保)

第 14 条 区は、こどもが自らの創造力を広げ、その可能性を最大限に発揮できるよう、多様な学びの場の拡充とこどもの体験の機会を確保します。

(こどもの権利の普及)

第 15 条 区は、この条例に規定するこどもの権利などについて、こども、保護者、区民等が学び、理解できるよう普及に努めるものとします。

(推進計画)

第 16 条 区は、この条例に基づき、こどもに関する施策を総合的に推進するための計画を定めます。

2 区は、計画の策定に当たっては、第 3 条の基本理念にのっとりものとします。

(財政上の措置)

第 17 条 区は、こどもに関する取組が推進されるよう、必要な財政上の措置を行うよう努めるものとします。

(委任)

第 18 条 この条例に定めるもののほか必要なことは、区長が別に定めます。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。